

## 裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]  
[REDACTED]

処分庁 高松市福祉事務所長

上記審査請求人から平成 27 年 10 月 7 日付けで提起された、同年 8 月 10 日付け一時扶助決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件処分のうち、平成 27 年 7 月 30 日 [REDACTED] 受診に係る通院移送費の部分について、取り消す。

### 理 由

#### 第 1 審査請求の趣旨及び理由

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分について、その一部取消を求めるというものである。

##### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書等によれば概ね次のとおりである。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成 27 年 7 月 6 日付けの保護変更申請書（傷病届）で通院移送費の支給の申請を行い、処分庁は同年 8 月 10 日付けで一時扶助決定処分を行った。

本件処分のうち、請求人が平成 27 年 7 月 30 日に [REDACTED] を受診した際の通院移送費について、処分庁が請求人に事前の指導や通知をすることもなく、請求人が届出した経路とは異なった経路に基づき通院移送費を算定し決定したことについて、請求人は不服があるため、本件処分の一部取消を求め、本件審査請求を

行ったものである。

## 第2 認定事実

審査庁において、次の事実を認定する。

- 1 平成 27 年 7 月 8 日 請求人は、処分庁に同月 6 日付け保護変更申請書（傷病届）を提出した。保護変更申請書（傷病届）には、「[REDACTED]への新規の通院を申請いたします。自宅からは遠く、徒歩も自転車も利用できる距離ではないため、通院移送費も必要です。上記理由により、[REDACTED]への通院移送費の支給をお願いいたします。通院経路は以下の通りです。[REDACTED]駅 ⇄ [REDACTED]駅 [REDACTED] ⇄ [REDACTED] 片道 [REDACTED] 円（往復 [REDACTED] 円）」とある。「[REDACTED]」の名称については、平成 27 年 7 月 27 日に提出された生活保護法第 61 条による届出書で「[REDACTED]」と訂正されている。
- 2 平成 27 年 7 月 30 日 請求人は、[REDACTED]を受診した。
- 3 平成 27 年 8 月 5 日 請求人は、処分庁に生活保護法第 61 条による届出書を提出した。生活保護法第 61 条による届出書には、「平成 27 年 7 月 6 日付け保護変更申請書（傷病届）『[REDACTED]』への通院の経路及び通院移送費の見積もりにも誤りがありましたので、訂正いたします。『[REDACTED]』への通院経路は、正しくは以下の通りです。[REDACTED]駅 ⇄ [REDACTED] 片道 [REDACTED] 円（往復 [REDACTED] 円）[REDACTED]適用」とある。
- 4 平成 27 年 8 月 5 日 処分庁は、保護費算定処理を行った。ケース記録には、「【目的】主の通院移送費【状況及び経過】主の 7 月分の通院受領証明書が提出された。」とある。[REDACTED]以外の通院移送費として [REDACTED] 円が算定されており、美術館北通り診療所受診に係る移送費の算定として、「区間：[REDACTED]、バス [REDACTED] 金額 [REDACTED] 円（[REDACTED]）×2=[REDACTED] 円 [REDACTED] バス [REDACTED] 円（[REDACTED]）×2=[REDACTED] 円 [REDACTED] ×2=[REDACTED] 円 計 [REDACTED] 円」とある。
- 5 平成 27 年 8 月 10 日 処分庁は、本件処分に係る一時扶助決定通知書を請求人に送付した。一時扶助決定通知書には、「【月分】H27.07【種類】医移送費【支給金額】[REDACTED] 円【支給日】平成 27 年 8 月 14 日【支給方法】あなたの指定する口座に振り込みます」とある。

### 第3 判断

1 医療扶助に係る通院のための移送費については、次のとおり国の通知にその取扱いが定められている。

(1) 移送費の給付方針として、生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第3-9-(1)に、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、次に掲げる範囲の移送について給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。」とある。

また、移送に要する費用として、局長通知第3-9-(4)-アに「移送に要する費用は、傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費」とある。

(2) 移送費の給付決定の際の被保護者への説明については、医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について（平成20年4月4日社援保発0404001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）4に、「事前申請の場合には、対象となる被保護者に対して、以下の点について、周知徹底を図ること。…（略）…ア移送の給付については、福祉事務所が経済的かつ合理的な経路・手段として認めたものに限り給付を行うものであり、福祉事務所が認めた以外の経路・手段を用いたことにより余分にかかる交通費については、給付の対象と認められないこと。」とある。

2 これらのことを踏まえ、本件処分について検討する。

請求人は、上記第2の1のとおり、XXXXXXXXXXへの通院移送費の支給を申請しており、その経路については、上記2の3のとおり、電車のみを利用する経路を届け出ていたが、処分庁は上記2の4のとおり、届出とは異なる電車とバス両方を利用する経路にて算定を行った後、決定したものである。

また、移送の経路については、局長通知第3-9-(1)及び局長通知第3-9-(4)-アにより、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路でなければならないとされている。

このことから、請求人の傷病等の状態とともに、処分庁の決定した経路の経済性及び合理性を検討する。

請求人の傷病等の状態については、平成26年12月13日付けXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX診断書によると、「〔現症時の日常生活活動能力及び労働能力〕XXXXXXXXXX

」とあり、請求人は外出先での移動には時間をかけられない状態であると考えられる。

次に、経路の経済性については、処分庁が決定した経路の方が、請求人が届け出た経路に比べて通院1往復当たり80円安く経済的であると言える。

一方、経路の合理性については、処分庁が決定した経路によると、バスと電車の乗り換えが発生し身体的かつ心理的に請求人の負担となり、所要時間も乗換時間を含めると約2倍以上かかることから合理的であるとは言えない。

よって、処分庁の決定した経路は、経済的には通院1往復あたり80円安いものの、その差額、請求人の病状、乗り換えの有無及び所要時間を総合的に勘案すると、請求人が届け出た経路の方が、傷病等の状態に応じ経済的かつ合理的な経路であると言ふべきである。

次に、請求人が処分庁による通院移送費の経路決定について通知を受けていないという点については、課長通知4のとおり、処分庁は、事前申請の場合、被保護者に対し、福祉事務所が認めたものに限り給付を行うという対象範囲を周知しておく必要があり、その前提となる、処分庁が認めた経路についても周知しておくことが望ましいと考えられる。しかし、ケース記録には、処分庁が対象範囲について周知したという記録は認められない。

以上のことから、本件処分は、通知に基づき適正になされたとは認められず、違法・不当であると言わざるを得ない。

#### 第4 結論

本件審査請求は、理由があると認められるため、行政不服審査法40条3項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成27年12月9日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造

